

## プロポーザルに関する質問についての回答書

令和 5 年 6 月 2 3 日

名張市上下水道部お客様センター業務委託に関して、以下の質問事項に対して回答します。

No.	ページ・質問項目	質問・回答
1	仕様書 別紙 1 仕様書 5 関係 2/2 下水道負担金 業務基礎情報、 下水道整備、 公共移管予定 年月・件数	<p><b>【質問】</b></p> <p>令和8年4月以降に約5,000件とありますが、一括の移管件数でしょうか。分割のスケジュールがあればご教示ください。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>移管につきましては、整備地域における住宅団地の下水道施設関係者との移管協議の進捗状況、及び新規の下水道管渠整備状況によることから、令和 8 年 4 月以降の移管スケジュールは、現時点におきまして、確定しておりません。</p> <p>しかしながら、公共移管内訳としては、中村コミュニティプラントの処理区域（約 1,730 件）、美旗が丘処理区域（約 650 件）、ニシザワ名張美旗駅前団地処理区域（約 410 件）、うぐいす台 2 期処理区域（約 350 件）、藤が丘処理区域（約 280 件）、富貴が丘 3 期（約 600 件）の計約 4,000 件を想定しており、移管協議や管渠整備が整った地域から順次移管していく計画であります。</p> <p>また、残りにつきましては、下水道未普及地域に対する公共下水道の新規整備件数となっておりますので、こちらも管渠整備の状況により受益者負担金や下水道使用料金の時期が決定となります。</p>

2	<p>実施要領 P2 5-⑥</p>	<p><b>【質問】</b> 給水人口 5 万人以上の都市において、本要領 2. (4) における各号の業務と同様の実務経験を 3 年以上有する者を配置することが要件となっていますが、業務責任者には業務委託内容の①から⑬すべての実務経験が必要ということでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 「給水人口 5 万人以上の都市において、本要領 2. (4) における各号の業務と同様の実務経験を 3 年以上有し」の箇所については、提案者としての受託実績を意図しており、読点で文章は一旦、切れております。</p> <p>「かつ」以降は、これとは別に「常時雇用関係のある業務責任者を配置できること」を要件として求めているところです。</p> <p>業務責任者については、業務委託仕様書 P5「23 業務体制の整備」(2)に「委託業務一切を業務実施計画書及び業務遂行体制を基本として、業務責任者の指導管理のもとで行う」とあり、必ずしも各号の業務すべてにかかる実務経験を 3 年以上有している必要はありません。</p>
3	<p>実施要領 P4 13</p>	<p><b>【質問】</b> 選定委員の構成（人数・役職等）をご教示いただけますでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 選定委員会委員は、上下水道部の管理職（部室長）全 7 名で、役職等は次のとおりです。上下水道部長、水道工務室長、浄水室長、下水道建設室長、下水道維持室長、経営総務室長、経営総務室水道担当室長。</p>
4	<p>仕様書 P9 28-⑧</p>	<p><b>【質問】</b> 長期間閉栓箇所のメーター取り外しについて、年間の作業件数をご教示いただけますでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 概ね 1 年以上閉栓している箇所における過去 3 年間の取外し件数は、令和 2 年度 116 件、令和 3 年度 56 件、令和 4 年度 135 件となっております。</p>

5	仕様書 P13 35- (2) -②	<p><b>【質問】</b>          処理が困難であると判断した場合は発注者に報告するとありますが、その場合は発注者または発注者が手配した業者により修理を行うのでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b>          処理が困難であると発注者に報告された案件については、その内容を水道工務室で精査して、対応手法の再検討を行うとともに、外注する必要がある場合、名張市上下水道協同組合に依頼するなどして対応をしていきます。</p>
6	仕様書 P5 23. 業務体制の整備	<p><b>【質問】</b>          現受注者が配置している人数を雇用形態ごとにご教示ください。（正社員〇名、嘱託〇名、パート〇名、検針員〇名）</p> <p><b>【回答】</b>          現受注者が配置している検針員数については、別紙 1 仕様書 5 関係 1/2 にあるとおり、21 人です。          その他の配置人員にかかる雇用形態、人数については、業務委託書等における業務を確実に遂行するための体制整備の範疇でありますことから、提案者において必要な形で見積りいただければと存じます。</p>
7	仕様書 別紙 2 経費負担区分一覧表	<p><b>【質問】</b>          貸与いただける電話回線数、料金システム用端末及び検針用携帯端末の台数をご教示ください。</p> <p><b>【回答】</b>          電話回線は 1 回線で電話機 4 台、料金システム用端末は 9 台（内訳はノート PC 8 台、デスクトップ PC 1 台）、検針用端末機は 25 台です。</p>
8	仕様書 P10 29. 水道メーター管理業務	<p><b>【質問】</b>          本業務について地元工事店へ再委託する前提でも参加は可能でしょうか？現行の受注業者は工事店へ再委託されていますでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b>          本業務については、検定満了メーターにかかる取替作業のみ、地元工事店等へ再委託していただくことが可能です。現在の受託業者は、検定満了メーターにかかる取替作業を名張市上下水道協同組合へ委託されています。</p>